平成２６年（フ）第１２８号
兵庫県姫路市西二階町29番地
破産者　株式会社三洋ジエム
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９８号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番62号　サンライフ東雲２－103、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島上の町４丁目14番18号
破産者　西川　克之
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９号
岡山市北区岡南町２丁目１番５号
破産者　有限会社遊歩館
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８９号
岡山市南区洲崎３丁目３番45号
破産者　有限会社デンタルオフィスティ・ティ・ケイ
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４３号
広島市中区江波南１丁目32番22号
破産者　有限会社ユウスイ
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
最後の住所青森県黒石市あけぼの町76番地11
破産者　亡浅利誠相続財産
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第９６号
福島県郡山市富久山町八山田字山道１番地の13
破産者　有限会社Ｋ．Ｇ
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
神奈川県横浜市港北区大豆戸町712番地４フジビューハイツ新横浜203
破産者　園田　峻司
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５１６号
東京都立川市西砂町１丁目43番地の７
破産者　有限会社篠原電気商会
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８２９号
東京都小金井市中町１丁目10番26号アーバンサイドＡ205
破産者　吉田　道明
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８７号
横浜市中区真砂町３丁目35番地
破産者　株式会社ビューティ田沢
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９３号
横浜市金沢区六浦南４丁目20番４－208号
破産者　有限会社コーユウ産業
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７号
長野県飯山市大字旭1796番地
破産者　有限会社橘
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
滋賀県東近江市佐野町327番地５
破産者　技巧こと　森谷　　忍
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第８３０号
広島市西区三滝町５番８号
破産者　ビックウェイジャパン株式会社
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
高知県土佐清水市津呂296番地２
破産者　有限会社金平漁業
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３０号
高知県四万十市具同252番地２
破産者　有限会社カネタ部品
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１７号
熊本県天草市天草町高浜南2505番地３
破産者　小田　清子（旧姓浦田）
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５８８号
福岡県福津市福間南１丁目27番19号パルテールＡ201号
破産者　多田　　公
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３０号
札幌市中央区南３条西６丁目３番地３　南３条グランドビル1305号
破産者　中村三恵子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３号
北海道苫小牧市字勇払46番地の１　高齢者対応下宿舎楽
破産者　三浦　良子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部